付属構造物工
　階段工　現場打階段　９箇所
構造物撤去工
　構造物取壊し工　コンクリート構造物取壊し（鉄筋）　１式
　運搬処理工　殻運搬・殻処分　１式
付属道路工
　乗越坂路工　コンクリート　１式
　コンクリート舗装工　コンクリート舗装　１式
仮設工
　工事用道路工、土留・仮締切工・水替工　１式

【Ｃ工事】
護岸工
　延長　1,790m
河川土工
　掘削　20,900㎥
　路体（築堤）盛土　1,170㎥
　残土仮置き工　30,200㎥
　残土処理工　25,200㎥
法覆護岸工
　大型ブロック積　5,933㎡
緩傾斜落差工
　根固めブロック（製作・運搬・据付）　287個
根固め工
　根固めブロック（製作・運搬・据付）　2,468個
管理用通路工
　下層路盤（車道・路肩部）　5,370㎡
　表層（車道・路肩部）　5,370㎡
構造物取壊し工
　無筋　１式
応急復旧撤去工
　大型土のう　１式
仮設工
　工事用道路工・仮締切工・水替工　１式

【Ｄ工事】
護岸工
　延長　1,280m
河川土工
　掘削　9,000㎥
　路体（築堤）盛土　170㎥
　作業土工　１式
護岸工
　大型ブロック積　7,014㎡
構造物取壊し工
　無筋　１式
仮設工
　工事用道路工・仮締切工・水替工　１式

4　申請の時期
　令和８年３月25日から令和８年４月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
　なお、令和８年４月17日以降当該建設工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページから入手するものとする。
　https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei.html
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メール（着信確認を行うこと。）により提出すること。
　○「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の写し
　【提出先】北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880
　電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　地域維持型建設共同企業体としての資格及びその審査
　「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない地域維持型建設共同企業体については、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の地域維持型建設共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して地域維持型建設共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　地域維持型建設共同企業体の構成　地域維持型建設共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも１社含む組合せとする。
①　北陸地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）
　ただし、地域維持型建設共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　一の企業が、本工事の競争参加資格確認申請から開札までの期間において、北陸地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は、１つの組み合わせによるものとする。ただし、地域維持型建設共同企業体で請け負った履行中の工事と、別の組み合わせの地域維持型建設共同企業体により競争参加資格確認申請する本工事の工期が重複せず、北陸地方整備局長が必要と認める場合は、別の組み合せで地域維持型建設共同企業体を結成し登録することができるものとする。
⑥　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。
⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、令和８年３月25日において次の条件を満たすものとする。
①　平成23年度以降に、元請けとして構成員のうち１者が次に掲げる(a)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体及び、特定建設工事共同企業体・経常建設共同企業体における乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。
　(a)　同一工事における河川工事の護岸（石積、コンクリートブロック積（大型を含む）、石張、コンクリートブロック張（大型を含む））又は、同一工事における海岸工事の海岸構造物（堤防・高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、胸壁、消波堤、高潮・津波防波堤、人工リーフ、ヘッドランド）の工事で、施工延長が500m以上の施工実績を有すること。